

各民間保育所園長様  
各民間保育所開設予定者様

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育第1課長

### 令和7年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱い について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
令和7年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり暫定的取扱いを行うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途ご案内しております令和7年度予算事務説明会において資料として掲載する予定ですので、追って御確認いただきますようお願いいたします。

また、別紙に各種加算認定に係る表を添付しておりますので、併せて御覧ください。

#### 1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

##### (1) 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ、市処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて

処遇改善等加算については、国から詳細が示されていないものの、令和7年度から国の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲが一本化されることとなっており、加算項目も「処遇改善等加算」とした上で、区分ごとに加算を認定する予定です。

ただし、暫定請求を認めない場合の施設等への影響が大きいことから、令和7年度については、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ、市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについて暫定的にこれまでの加算率、認定人数等を用いて請求を行うことができるものとします。

※暫定的な請求を可としています。処遇改善等加算の一本化により加算額や要件等が大幅に変更し、後日多額の戻入や追加払等が生じる可能性がありますので御了承ください。

加算	保育所の区分	加算率の暫定的取扱い
・ 処遇改善等加算Ⅰ  (認定は6月末を予定)	既存園	令和6年度に認定された処遇改善等加算率を限度として、職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率で請求可能
	新設園（認可化園を含む）	8%
・ 処遇改善等加算Ⅱ ・ 市処遇改善等加算Ⅱ  (認定は9月以降を予定)	既存園（令和6年度に本加算認定を受けた保育園）	令和6年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）、加算額等により、暫定的に請求可能
	令和6年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は請求できないものとし、本市が認定を行った後に遡及して請求可能

・ 処遇改善等加算Ⅲ ・ 市処遇改善等加算Ⅲ	既存園（令和6年度に本加算認定を受けた保育園）	令和6年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求可能
（認定は9月以降を予定）	令和6年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求できないものとし、本市が認定を行った後に遡及して請求可能

※市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについては、加算の減額申請等も可能です。

(2) **3歳児配置改善加算について**

3歳児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（6月末を予定）の間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

(3) **4歳以上児配置改善加算について**

4歳以上児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（6月末を予定）の間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

なお、4歳以上児配置改善加算は、チーム保育推進加算と重複して加算を取得することができないため、重複して加算を請求することはできません。

(4) **1歳児配置改善加算（仮）について【新設】**

令和7年度から、1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を行った場合やその他一定の要件を満たす場合、「1歳児配置改善加算（仮）」が適用される予定です。当該加算の支給等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(5) **休日保育加算について**

休日保育加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（7月末を予定）の間、該当園は、前年度に認定された区分に応じて請求を行うことができるものとします。

(6) **夜間保育加算について**

夜間保育加算については、該当園であれば、特段の手続きを経ずに請求を行うことができるものとします。

(7) **減価償却費加算について**

減価償却費加算については、既に認定済の園を除いて、認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、該当園の申出により請求を行うことができるものとします。

(8) **賃借料加算について**

賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）の場合及び既存園のうち定員や賃借料に変更があった場合には、認定申請が必要となります。6月末に川崎市が認定を行った上で、7月以降に遡及して請求できるものとします。

なお、新設園（認可化園を含む）は、公定価格上の賃借料加算の請求については、暫定的に行うことができるものとします。

(9) チーム保育推進加算について

チーム保育推進加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、処遇改善等加算の認定による平均経験年数の確定を7月末に予定していることから、認定予定の8月末までの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとなります。

(10) 副食費徴収免除加算について

副食費徴収免除加算については、該当児童の在籍をもって請求を行うことができるものとします。

(11) 分園減算について

分園減算については、該当園（分園）であれば、特段の手続きを経ずに減算を行うものとします。

(12) 施設長未配置減算について

施設長未配置減算については、施設の運営管理の業務に専従する施設長を配置していない場合等に適用し、減算を行うものとします。施設長未配置減算が年度内において初めて適用される月の請求までに認定申請が必要となります。

(13) 土曜日閉所減算について

土曜日閉所減算については、土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて減算を行うものとします。請求にあたっては、令和2年10月27日付け2川こ保1第682号「公道価格における土曜日閉所減算の取扱いについて」を御参照ください。土曜日閉所減算が年度内において初めて適用される月の翌月までに認定申請が必要となります。

(14) 定員恒常的超過減算について【変更あり】

定員恒常的超過減算とは、連続する一定期間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に調整率等を用いて減算を行うものです。

令和7年度から要件となる定員超過の期間が5年から2年と変更となる予定ですが、国から詳細が示されておらず、また本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(15) 主任保育士専任加算について

主任保育士専任加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入を除く延長・一時・病児・乳児3人以上受入のうち複数事業を実施している園のみ請求を行うことができるものとします。なお、障害児受入を含む複数事業の実施に基づく認定は、要件が確定次第、遡及して加算を行うものとなります。また、令和7年度は新たな要件として、災害時における地域支援の取組が追加される予定です、

(16) 療育支援加算について

療育支援加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、障害児保育費を本市が認定するまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとなります。

(17) 事務職員雇上費加算について

事務職員雇上費加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで(6月末を予定)の間、全園加算有りとして請求できるものとします。

(18) 冷暖房費加算について

冷暖房費加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

(19) 3月加算について

3月に加算される高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算の4項目については、毎年度認定申請が必要となるものであり、国からの通知では、小学校接続加算を除き12月末までの申請とされているところですが、本市では、小学校接続加算を含めて12月末までの申請とし、認定を2月末までに順次行っていく予定として、認定後3月に請求できるものとします。

(20) 栄養管理加算について

栄養管理加算については、年度内において初めて適用される月の請求までに申請書の提出が必要となるものですが、本市が認定を行うまでの間(6月末を予定)は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。請求にあたっては、令和2年11月17日付け2川こ保1第713号「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて」を御参照ください。

(21) 旧市加算(給食費、行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害共済掛金、市主任保育士専任加算、障害児保育費)について

旧市加算中、市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求できる(転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可)ものとします。

市主任保育士専任加算については、毎年度、公定価格上の主任保育士専任加算と併せて認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入による公定価格上の主任保育士専任加算の認定がないものとして、加算要件に合致する園のみ請求を行うことができるものとします。

障害児保育費については、毎年度認定協議が必要となるものであり、川崎市が認定を行うまでの間は請求できず、認定後に遡及して請求できるものとします。

(22) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には全園請求を行うことができるものとします。給付完了後、所定の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額での請求をお願いします。

なお、補足給付の詳細な取扱いについては、平成28年6月6日付け28川こ保第278号「川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付事業の取扱いについて(通知)」及び「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

(23) 衛生管理加算について

衛生管理加算については、当該加算の要件に適合する場合には、4月から請求できるものとします。衛生管理加算の取扱いについては、令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号「市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ」を御参照ください。

(24) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、毎月、各園の所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間と土曜延長の実施の有無により、各月の利用登録児数に応じて当初請求できるものとします。その上で、実際の利用実績に基づいて追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

また、保育短時間認定児延長保育加算分についても、毎月、各園とも保育短時間認定児が11時間の開所時間の範囲内で、コアタイムを超えて利用する予定の最長のコマ数を当初請求できるものとし、実際の利用実績に応じて追加請求等ができるものとします。

保育料免除加算分については、利用実績取込後の追加請求から行えるものとします。障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまでの間は請求できないものとし、認定後遡及して加算するものとします。

※令和7年度から追加された延長保育の配置基準改善加算については、加算の要件等の詳細が国から示されていないものの、加算の適用等においては本市のシステム改修を要することから、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(25) 市職員雇用費等（休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員、事務職員、週40時間勤務保障保育士、産休明け保育対応保育士、産休等代替臨時職員の雇用費及び雇用補助費並びに指導用給食費）について

市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員の雇用費及び雇用補助費、指導用給食費は、全園、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（事務職員、指導用給食費については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとし、調理員及び週40時間勤務保障保育士並びに産休明け保育対応保育士の雇用費は、該当する定員区分の園又は産休明け（生後5か月未満）の児童を受入れている園のみ、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（週40時間勤務保障保育士については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとします。

なお、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員の雇用費及び雇用補助費の賞与分の支給にあっては、平成28年5月30日付け28川こ保第255号「平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月（6月及び12月）の取扱い等について」の1を参照の上、請求をお願いいたします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定申請が必要となります。

※令和7年度について、休憩休息保育士、年休代替保育士等の認定要件の再検討を実施する予定です。詳細は「6 令和7年度における休憩休息保育士等の市加算保育士について」を御参照ください。

(26) 嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、分園を除く全園が加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当

については、2月のみ請求できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

#### (27) 市第三者評価受審加算

市第三者評価受審加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、市第三者評価受審加算は公定価格上の第三者評価受審加算と併せて12月末までに認定申請を行うこととなっており、認定は2月末までに順次行っていく予定であることから、市第三者評価受審加算については、認定後の3月に請求できるものとします。

#### (28) 地域活動事業費について

地域活動事業費については、当該事業の実施額が確定した月から請求できるものとします。なお、請求は各年度で1回までとしてください。

#### (29) 市休日保育加算（障害児受入分）について

市休日保育加算（障害児受入分）については、毎年度認定協議が必要となるものであり、随時認定を行っていく予定であることから、それまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

#### (30) 市賃借料加算について

市賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）は、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は請求できません。

また、既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合には、公定価格上の賃借料加算と併せて認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、暫定的に従前の認定内容に基づく請求を行うこととします。

#### (31) 物価高騰対応加算（給食費）について

詳細は追って御連絡いたします。なお、加算の支給等においては本市のシステム改修が必要です。

### 2 令和7年度の追加請求について

令和7年度の追加請求については、令和7年度の処遇改善等加算率等を本市が認定する予定の7月から請求を行えるものとします。

### 3 令和7年度の給付費等の請求方法について

令和7年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍児童名簿のCSVファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）のExcelファイルの3つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

### 4 令和7年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和7年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別紙E x c e l表を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

## 5 令和7年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和7年4月からの給付費等の請求に向け、令和7年3月15日に請求ソフトの自動アップデートが行われる予定です。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和7年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御活用ください。

## 6 令和7年度以降の市加配保育士の考え方について

本市では、従来から、国基準を超えて必要となる職員配置（市加配保育士）に対して市加算額（休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費）を支給してまいりました。

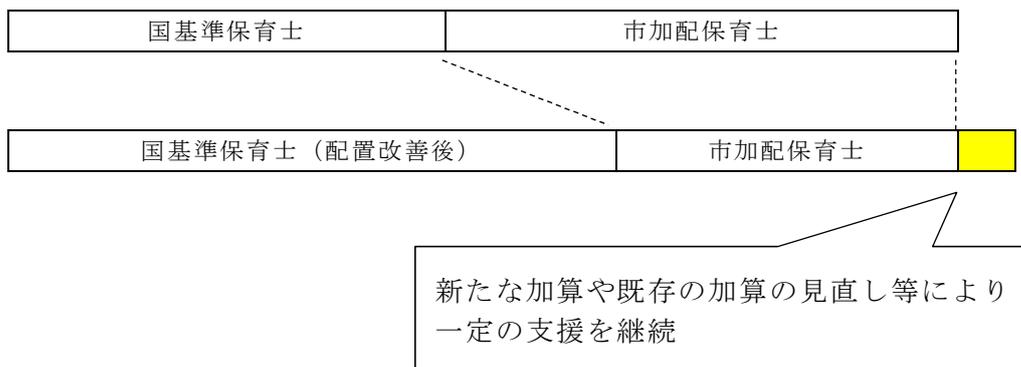
一方で、国は、令和5年12月に閣議決定された『こども未来戦略』において、1歳児及び4歳以上児の配置基準の見直しの方向性を示し、このうち令和6年度には3歳児及び4歳以上児の配置基準が見直されたところです。

国は、加速化プラン期間中の早期に1歳児の配置基準を「6対1」から「5対1」に見直すこととしており、令和7年度については、配置基準見直しに先立つ形で「1歳児配置改善加算（仮）」の新設が予定されております。

本市としては、国の配置基準の見直しによって、市加配保育士まで配置した施設の現行の職員体制が維持されるのであれば、保育士確保に伴う負担を施設や事業者に課してまで、更に追加で職員配置を求める必要性は薄いものと考えております。

令和6年度における3歳児及び4歳以上児の配置基準の見直しにあたっては、現行の職員配置に与える影響が限定的であることから、市加配保育士に対する市加算額については従前の制度内容を維持しましたが、令和7年度以降、1歳児の配置基準の見直しに向けては、上述した趣旨を踏まえつつ、配置基準の見直しが現場の職員配置や業務シフト等に一定の影響を及ぼす可能性も加味しながら、現行の加算制度の見直しを検討していく予定です。

### 【見直しイメージ】



（保育第1課 担当）

電話 044-200-2662